

## 結核指定医療機関

結核指定医療機関は、感染症法による公費負担患者の医療を担当する機関です。指定医療機関でないと、原則として結核公費負担医療を行うことができません。

区分	内容	提出書類
新たに指定を受ける場合	結核指定医療機関となった日を「指定日」といい、この日以降でなければ公費負担医療を行えません。	1.結核指定医療機関申請書 2.医療機関であることを確認できる書類（開設許可証（届出書）の写し）
結核指定医療機関を辞退する場合	医療機関が診療を停止する場合	1.結核指定医療機関辞退届 2.医療機関指定書
現在の指定を辞退し、新たな指定申請をする場合	次の場合に辞退届と申請書が必要です (1)個人の診療所において開設者が変更になる場合（例：親→子） (2)開設者が個人から法人に、または法人から個人に変更する場合 (3)医療機関を移転する場合 (4)診療所を病院に、または病院を診療所に変更する場合	1.結核指定医療機関辞退届 2.医療機関指定書 3.医療機関指定申請書 4.医療機関であることを確認できる書類（開設許可証（届出書）の写し）
指定内容に変更がある場合	次の場合に変更届が必要です (1)医療機関の名称を変更した場合 (2)住居表示の変更などにより、医療機関の所在地名、地番に変更があった場合 (3)婚姻、法人の名称変更などにより、開設者名に変更があった場合 (4)開設者住所に変更があった場合	1.指定医療機関変更届 ※法人の代表者の変更の場合は届出不要です。

申請場所等医療機関所在地を管轄する保健所